

5. 他の権限者の同意

住所	氏名又は名称	同意印	権限の種類及び持分
	(フリガナ)		共有 ・ 相続 持分()
	(フリガナ)		共有 ・ 相続 持分()
	(フリガナ)		共有 ・ 相続 持分()
	(フリガナ)		共有 ・ 相続 持分()
	(フリガナ)		共有 ・ 相続 持分()
	(フリガナ)		共有 ・ 相続 持分()

【注意】 2. の利用権を設定する期間が5年以下の場合は、共有者若しくは相続人の内2分の1を超える権限者の同意が必要です。
2. の利用権を設定する期間が5年を超える場合は、共有者若しくは相続人全員の同意が必要です。

6. 農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号の規定に関する申出
利用権の設定を受ける者が農作業に常時従事すると認められない者の場合のみ記入

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような役割分担を担う予定であるかを以下に記載してください。(例えば、共同利用施設(農道・水路・ため池等)の取り決めの遵守、獣害被害対策への協力、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、等について記載してください。)

--

(法人のみ記載)その法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者(実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者)の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況を以下に記載してください。

氏名	役職名	当該事業に参画・関与している期間	年	ヶ月(直近の実績)
			年	ヶ月(見込み)
その法人が耕作又は養畜の事業(労務管理や市場開拓等も含む。)を行う期間			年	ヶ月

撤退した場合の混乱を防止するための取決めについて以下に記載してください。

農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者	
原状回復の費用の負担者	
原状回復がなされないときの損害賠償の取決め	
貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め	
その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め	

7. 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1. から6. に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者(以下「甲」という。)は、利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(2) 賃借の減額

利用権の目的物(以下「目的物」という。)が農地である場合で、農地法(昭和27年法律第229号)第20条の規定に基づく借賃の減額請求があったときは、減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。

(3) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、2. に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。ただし、合意による解約はこの限りではない。

(4) 転貸または譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額)の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費した金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他の法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 利用権取得者が農作業に常時従事すると認められない者の場合の責務

ア 乙が、目的物を効率的かつ適正に利用していないと認められる場合には、貸借を解除するものとする。

イ 乙は、毎年、当該農用地の利用状況を市長に報告しなければならない。

(11) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。